

国立公文書館の機能・施設に関する基本構想に係る主な論点

国立公文書館に求められる役割に照らし、その活動及び我が国の文書管理を担う人材の育成・確保の在り方はどうあるべきか。

- ① 国立公文書館の機能・役割の拡大を踏まえ、どのような人材が、どの程度必要になるか。その育成・確保はどうあるべきか。
- ② 我が国全体の文書管理の専門家の育成において、国立公文書館がどのような役割を果たすべきか。



外部会場での研修(公文書管理研修Ⅱ)



館内での研修(アーカイブズ研修Ⅱ)

【現状】

- 公文書管理制度の確立等に伴い、専門職員が担うべき職務範囲も、評価選別のための調査研究に加え、保存、利用・普及業務、デジタル化への対応へと拡大。
- 国立公文書館では、要求される知識や経験の広がりを念頭に、政治学、行政学、法学、歴史学、図書館情報学、アーカイブズ学、記録管理学等の知識を有する者を採用し、業務や研修を通して育成。
- 国立公文書館は、平成23年度から行政機関及び独立行政法人等の職員を対象とした研修(公文書管理研修)、国の機関や地方公共団体等の文書の保存・利用機関の職員を対象とした研修(アーカイブズ研修)を実施しているが、民間企業等の研修を行う立場にはない。
- 平成23年度から、高等教育機関と連携した人材養成に係る取組として、大学生・大学院生の実習(インターンシップ)の受入れ、専門職員による大学院への出講にも着手。
- 公的な資格制度の確立については、公文書管理法制定時の附帯決議(参議院)においても検討を求められている(民間レベルでは、「登録」による資格認定等は試みられているが、「受け皿」となるべき、専門職員の人事が確立している公文書館は極めて少ない)。



【課題と対応策】

- 更なる機能の拡大を見据えた組織力の強化
 - ・・・評価選別・収集(受入れ)、利用・レファレンス、展示、デジタル化への対応、修復、国内外との交流、普及啓発分野の強化、外部専門家(教育、展示、普及啓発)との協働、地方公文書館・民間との人事交流。
- 研修業務の充実及び拡大
 - ・・・レコードマネジメントの実務、公文書館所蔵文書の利用の促進・サービスの充実を目指したカリキュラムの充実。公文書館を設置していない地方公共団体への研修を増やすとともに、対象を民間にも拡大。
- 高等教育機関との連携の強化
 - ・・・インターンのためのカリキュラムの確立、大学院への出講先の拡大、高等教育機関との人事交流(専門職員による実務教育)。
- 公的資格制度の確立に向けた検討
 - ・・・民間資格との関係の整理、海外の主潮流(レコードキーパー)へのキャッチアップ、「受け皿」の確保。

【参考】公文書館法(昭和62年法律第115号)

第四条

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査検討を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

附則(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。
→当時、専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易でないために設けられた規定

【これまでの主なご意見】

- 国立公文書館の活動に、行政的要素、歴史的要素、情報工学的要素、教育学の要素などの多様な分野の知識が必要とされる中、一人で他分野をカバーするだけではなく、将来の公文書館の機能を見据えた上で、それぞれのバックグラウンドをもった人材を少人数でも揃えていくことも検討すべき。
- 日本の場合、公文書館自体が少なく、専門教育を受けても受け入れ先が少ないこと、教育する側の人間が少ないこと、といった根本的な問題に対応していかなければ、人材増に対応できないという問題がいずれ出てくるのではないか。
- 国民に公文書の重要性を伝えていくスキルを持った人材が必要であるが、それを一番持っているのは教師ではないか。教師が公文書館のコンテンツも使いながら公文書の重要性を伝えていくような体制を作っていくことが必要。
- これまで企業や行政において、文書管理の専門性をもった人材が必要だという認識があまり育っていなかったという点が、一番の問題点である。
- 行政のみならず民間でもアーキビストの必要性は高まっているはずであるが、企業のトップの意識が抜けているようなところがあり、アーキビストの需要に結びつかない。人材の問題については、日本社会全体における記録を残していく、という視点も念頭において考える必要がある。
- 必要な人員体制については、具体的に何人必要かという目標を早く示すべきである。目標が難しいからといって低めに設定するのではなく、本当に必要なものは明確に目標として立てていく必要がある。それがあって初めて、どれだけの声や力を集めてどれくらいの時間をかけて実現していくのか、見極めがつくのではないか。
- 最近では裁判の証拠保全の観点等から、日本の企業においても、文書管理の重要性をポリシーとして持たなければならない、という問題意識が高まっている。

【参考】 国立公文書館における専門職員の職務範囲と求められるスキル

公文書館法

<調査研究>

記録の調査収集（調査、評価選別、収集）

歴史学、アーカイブズ学、政治学、行政学 等

<記録管理への関与>

○レコードスケジュール・廃棄協議、研修

歴史学、アーカイブズ学、政治学、行政学 等

<組織の管理と運営>

○制度・組織設計への関与、専門職育成

行政学、法学 等

公文書管理法

専門職員の職務範囲の拡大

<保存>

○記録の整理と記述（分類、目録化、検索システム整備）

歴史学、アーカイブズ学、記録管理学、情報学 等

○保存環境の整備と修復（媒体選択、環境管理）

図書館学、アーカイブズ学、保存科学、情報学 等

<利用>

○利用提供、サービスの充実（レファレンス、教育普及、展示）

歴史学、アーカイブズ学、図書館学、博物館学 等

（ニーズの把握と付加価値の提供）

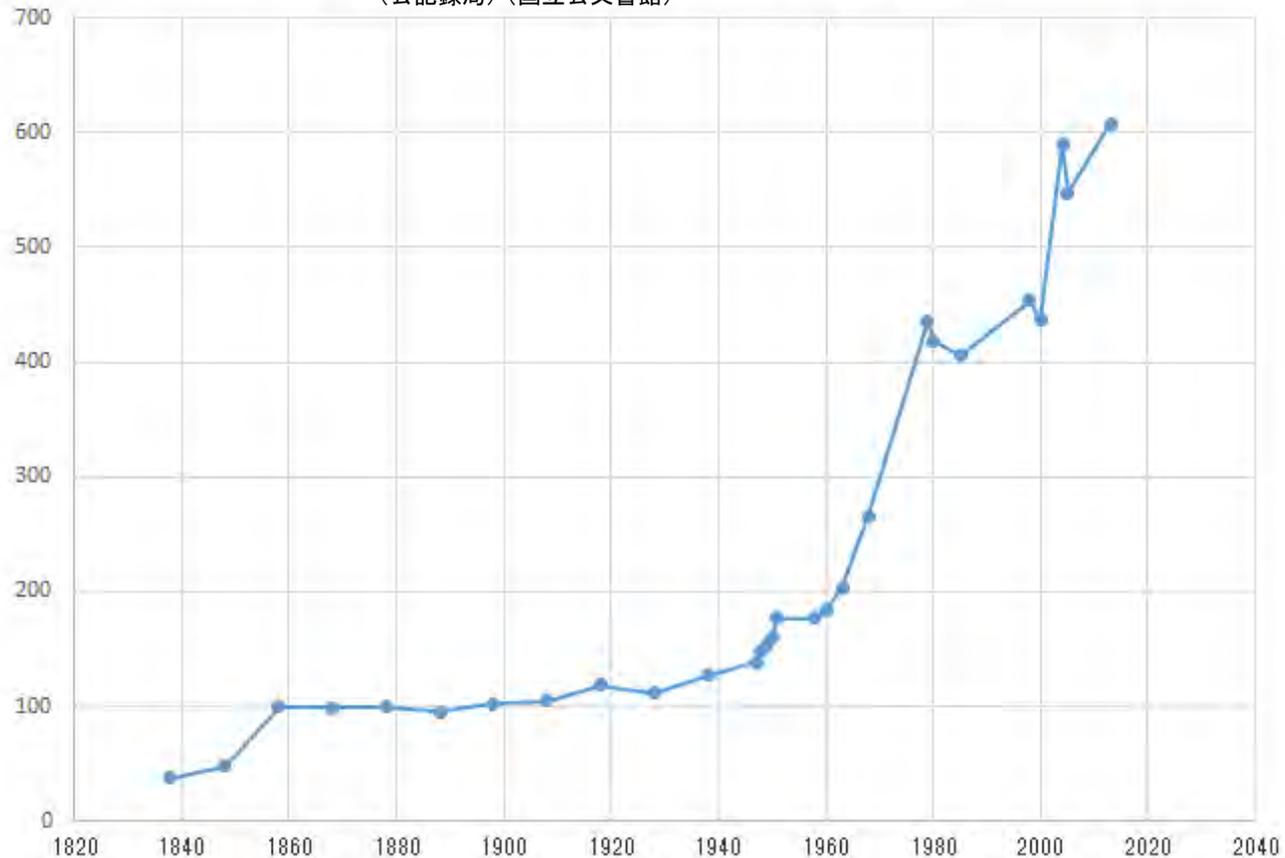
○利用制限の判断（基準の設定、審査）

歴史学、行政学、法学（「時の経過」を踏まえた判断と行政手続への知識）

※情報通信技術の発展に伴い、デジタル化への対応（デジタルアーキビストなど）が必要

英国 PRO - TNA 正規職員数の変化

(公記録局) (国立公文書館)



出典 John D.Cantwell, *The Public Record Office 1838-1958*, HMSO Publication Centre, 1991.

John D.Cantwell, *The Public Record Office 1959-1969*, Public Record Office, 2000.

他は各年の *Annual Report and Accounts* 等による。

(参考) 諸外国の国立公文書館の比較

2015.11

	日本	アメリカ(NARA)	イギリス(TNA)	フランス	ドイツ	韓国
設立年	1971年	1934年	1838年	1790年	1919年	1969年
所管機関	内閣府所管独立行政法人	独立機関	文化・メディア・スポーツ省所管政府機関兼エグゼクティブ・エージェンシー	文化通信省の全国管轄部局	連邦首相府文化・メディア大臣	安全行政部
法令	国立公文書館法(1999) 公文書管理法(2009)	連邦記録法等	公記録法(1958)	文化遺産法(2004)	連邦公文書保存利用法(1988)	公共記録物管理法(2006)
職員数	49人(定員数)	2,720人	609人	570人	690人	340人
施設総床面積	本館(千代田区) 11,550㎡ 分館(つくば) 11,250㎡ アジア歴史資料センター(文京区) 368㎡	本館(ワシントンDC) 130,000㎡ 新館(メリーランド州) 167,200㎡ 14の地域分館、17のレコードセンター 13の大統領図書館	本館(ロンドン郊外) 65,200㎡ ※スコットランド、北アイルランドは別組織	国立公文書館(パリ、フォンテーヌブロー、ピエールフィットシュルセヌ) 187,000㎡ 国立海外文書館(エクサン・プロバンス) 11,140㎡ 国立労働文書館(ルーベ) 12,800㎡	コブレンツ本館 118,000㎡ ベルリン本館、軍事公文書館(フライブルグ)、映画資料館(ベルリン) ほか、全9施設。	本部(テジョン 政府合同庁舎内) 13,000㎡ 支所(フサン) 21,670㎡ 新館(ソナム) 62,240㎡ 閲覧事務所(ソウル)
主な収集資料	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関公文書(外務省、宮内庁等の文書を除く) 司法文書 法人文書 寄贈寄託文書 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府機関公文書 連邦議会記録 裁判所記録 大統領記録 航空写真 地図/建築図面 音声/映像記録 映画フィルム 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦、イングランド、ウェールズ各政府機関の公文書 王室記録 一部裁判所記録 私文書 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関公文書(外務省、国防省の文書を除く) 裁判所記録 公証人記録 私文書/企業文書 植民地資料 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関公文書 立法機関記録 裁判所記録 国家的に重要な個人・政党・団体等の記録 映画フィルム 	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関公文書 大統領記録 土地台帳 国家行事の映像 記念切手、絵葉書 地図/建築図面
所蔵量	59km	1,400km	200km	380km	330km	177km

【参考】専門職員の比較

	公文書館専門職員 (アーキビスト)	司書	学芸員	ファイリング・ デザイナー	文書情報管理士	日本アーカイブズ学 会登録アーキビスト
資格制度	なし 公文書館法	国家資格 図書館法	国家資格 博物館法	民間資格 (社)日本経営協会 検定試験	民間資格 (社)日本文書情報マネ ジメント協会検定試験	民間資格 日本アーカイブズ 学会
資格試験	なし —	なし(不要) —	試験認定、無試験 認定(資格審査) 必須科目(筆記試 験・口述試験)、 選択科目	あり(必須) 2, 3級はマークシ ートのみ 1級はマークシート及 び記述	あり(必須) CBT(パソコン使用に よる)試験	登録制 資格委員会 による審査
教育研修 制度	国立公文書館 アーカイブズ研修	・四年制大学158校 ・短期大学58校 (2015.9現在) ・文部科学省が委 嘱する司書講習 ・文部科学省令によ る24単位	・四年制大学291校 ・短期大学9校 (2012.4現在) ・文部科学省令によ る19単位	・(社)日本経営協会が 実施する検定対策セミ ナー(3.5時間)	・(社)日本文書情報マネ ジメント協会が実施す る受験対策セミナー(2 日間)	・アーカイブズ学に 関する専門科目の 履修 ・アーカイブズに関 する専門的業務経 験(2年以上) 等
主な職場	公文書館、文書館等	図書館	博物館、美術館等	企業(約8割)、その他 官公庁、団体等	企業等	学術研究機関等
資格の維 持・研修	—	日本図書館協会専 門職員 (上級司書)認定制 度	—	1級、2級、3級(別に電 子化ファイリングA級、 同B級)	上級、1級、2級	登録期間(5年間、 更新制)